

## 「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」公募要領（案）

### 1. 目的

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）」等を踏まえ、社会人の「学び直し」のニーズに対応するため、大学、短大、高等専門学校における幅広い教育研究資源を活かした優れた学修プログラムを開発・実施することにより、学び直しに資する良質な教育プログラムの普及を図り、再チャレンジを可能とする柔軟で多様な社会の実現を目指すことを目的とするものです。

### 2. 対象とする事業

対象とする事業は、「再チャレンジ」という観点から、社会人の「学び直し」のニーズに応える実践的な教育プログラムの開発、実施を行う優れた取組であって、以下の内容を全て含むものとします。

- ①社会人（現に職業を有する者に加え、子育て等により就業を中断した女性、ニート、フリーター等も含む。）を対象とした教育プログラムであること
- ②「関係団体（経済団体、職能団体や地方公共団体の労働関係部局など）との連携」等により、社会のニーズを十分に踏まえ、再チャレンジ（再就職やキャリアアップ等）に役立つ教育プログラムであること
- ③単なる公開講座ではなく、学び直しのために体系的に構築され、かつ、短期（1年未満）で修了できる教育プログラムであること
- ④大学等における教育・研究資源を生かした教育プログラムであること
- ⑤一定の能力を身に付けたことについて大学等が証明し、その履修証明の社会的な通用性を高める努力を大学等が行うこと

なお、教育プログラムの構成は、① 正規学生を対象とする授業科目群、② 本プログラムの為に開設した科目群、③ ①と②の組み合わせ、のいずれでも構いません。

#### （想定される教育プログラム例）

- ・外部機関と共同開発した職業開発プログラムの実施及び修了書の発行
  - ・語学力を活かした実践的職業能力向上プログラムの開発及び展開
  - ・地域のニーズを踏まえ地方自治体が設置する人材バンク対応教育プログラムの実施
  - ・商工会議所と連携した地域産業対応型MOT講座の開発及び展開
  - ・休職中の有資格者（保育士、幼稚園教諭、看護師等）が職場復帰するに当たり、関係団体等と協力した再教育プログラムの開発及び実施
  - ・自治体と連携した、小中学校等における情報教育等の補助講師養成プログラムの開発・実施および修了者の優先的採用
  - ・NPO団体等と協力した、ニート、フリーターに対するキャリア教育プログラムの開発及び実施
  - ・現役の有資格者に対するキャリアアッププログラムの開発及び実施
- など

※上記教育プログラム例はあくまで例示であり、実際の応募にあたっては、プログラムの目的に沿って自由な発想による教育プログラムで応募してください。

### 3. 提案者・区分・応募件数・募集内容等

- (1) 提案者は、国公私立の大学、短期大学、高等専門学校の学長（高等専門学校の場合は校長）とします。
- (2) 区分は特に設けませんが、プログラムの対象となる受講者レベルを以下の中から1つ選択して提案書類に記入してください。
- ・修士・博士課程相当
  - ・学士課程相当
  - ・短期大学士の課程・準学士の課程相当
  - ・特に設けない
- (3) 応募件数は、1大学等あたり2件までとします。これとは別に複数の大学等が共同で行うものについては、更に1件応募できることとします（複数の大学等が共同で行うものは、主となる1つの大学等が代表して応募すること）。
- (4) 当該大学等において、大学改革推進等補助金又は研究拠点形成費補助金等により文部科学省が行っている他のプログラムで選定されている取組と同一又は類似の取組については応募できません。
- (5) 内容の詳細については、「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム 企画提案書作成・記入要領」を参照してください。
- (6) 採択結果の通知  
採択された事業提案大学等には、学長等あて採択結果を通知します（6月〇旬頃予定）。

### 4. 委託件数

予算成立を条件として、全体で110件とします。ただし、応募状況等により、予算の範囲内で調整することがあります。

### 5. 委託方法

本施策は委託費による事業であり、採択されたプロジェクトは、国と委託契約を締結するものとします。

#### (1) 委託経費

1事業あたりの経費は年間20,000千円を上限とし、予算の範囲内で調整を行うことがあります。

#### (2) 対象経費（P）

##### ①設備備品費

取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上のもので、事業の実施に必要でやむを得ない場合にのみ計上できる。ただし、委託契約終了後は基本的には所有権は国に移転することとなるので、必要に応じて無償貸付などの手続きを行う。

##### ②人件費

当該委託事業にかかる業務に必要な期間のみの雇用に対する賃金が対象。

##### ③事業費

諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、光熱水料、印刷製本費で、当該委託事業に必要なものが対象（詳細は企画提案書作成・記入要領別紙参照のこと）。

##### ④再委託費（P）

提案者は、事業の全部または一部を第三者へ再委託することはできません。ただし、委託業務の一部について、再委託することを計画書等に定め、文部科学省が認めた場合はこの限りではありません。

#### (3) 委託期間

予算成立を条件として、最長3年間とします。

## 6. 提案書類等

- (1) 提案書類は、「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム企画提案書作成・記入要領」に基づき、本事業の背景・目的を十分に踏まえて、所定の様式で作成し、学長（高等専門学校においては校長）から高等教育局長あてに提出してください。
- (2) 提案にあたっては、終了時に目指す具体的なプログラム修了者に対する証明方法を作成し提案書に記載してください。
- (3) 事業提案書の提出手続き

### 【提出書類】

「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム企画提案書」

正本1部、副本 部

持参の場合は、提案書類を、平成19年 月 日( )～日( )(午前10時から正午、午後1時～午後5時まで)の期間内に提出してください(5月中旬予定で検討中)。

郵送等の場合は配達が証明できる方法(配達記録、小包、簡易書留等)で余裕をもって発送し、平成19年 月 日( )～日( )の期間内に必着するようにしてください。

### 【提出先(持参・郵送共通)】

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-2

三菱ビル地下1階 文部科学省M9会議室

社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム委員会事務局

\* 梱包箱等に「「学び直し」提案書類」と朱書きで記載してください。

○提案書類提出後の差し替えや訂正は受付期間中を除き認めません。

○提出された提案書類は返還しませんので、各大学等において控えを保管するようにしてください。

## 7. その他留意事項

- (1) 受講者から受講料等の費用負担を求める場合は、委託費との経理区分について十分留意してください。
- (2) 本委託事業により開発された教育推進プログラム等のコンテンツやそれに係る知的財産権については、一定の条件の下で、受託者に帰属することとなります。

## 8. 提案企画の採択方法等

- (1) 採択に係る審査は、外部有識者等からなる委員会において、提出された提案書類による書類審査を行い、その審査結果をもとに「大学・専修学校における再チャレンジ支援推進プラン委員会」を経て文部科学省が採択します。なお、採択にあたっては、分野、地域、学校種等のバランスに配慮を行うことがあります。
- (2) 採択に係る評価項目は、以下のとおりです。(P)
  - ①プログラム内容等
    - ・実施しようとする教育プログラムの内容が、社会的ニーズを踏まえたものとなっているか。
    - ・受講者が身に付けるべき能力が明確になっており、教育プログラムが当該能力を身に付ける体系的なものになっているか。
  - ②実施スケジュール
    - ・事業の全体スケジュール及び各年度の実施計画は適切に設定されているか。
    - ・事業への教職員等の参加数等は十分な検討のもとに明確に示されているか。
  - ③実施体制
    - ・事業目的の実現に必要な実施体制(マネジメント体制、教職員の体制、学外機関との連携等)の整備又は整備の計画がなされており、事業を推進するために効果的なものとなっているか。

**④事業評価体制及びプログラム修了者に対する履修証明の方法**

- ・事業を適切に評価できる体制の整備又は整備の計画がなされているか。また、その評価を事業の改善に反映できる体制となっているか。
- ・受講者が身に付けた能力を適切に評価することができる体制となっているか。
- ・修了の証明方法等の社会通用性の向上方策について具体的な計画が示されているか。

**⑤資金計画**

- ・事業目的の実現に必要な実施計画がなされており、必要最小の費用で最大の効果が發揮されるものとなっているか。

(3) 採択にあたっては、委員会等の意見を踏まえ、計画の修正を求めることがあります。

## **9. 業務の実施**

- (1) 採択された実施大学等は、提案書類の構想に即した年次計画及びこれに対応した経費の積算（以下「計画書等」という。）を作成し、文部科学省に提出するものとします。なお、これらについては、調整の結果、修正を求めることがあります。
- (2) 実施大学等は、履修を証明する方法を文部科学省に提出するものとします。なお、事業を開始するまでの間、採択時における委員会等の意見を踏まえ、修正を求めることがあります。
- (3) 事業開始後の内容の変更、実施大学等の追加は原則として認められませんが、変更等しなければならない事情が生じた場合は、文部科学省の承認を得ることとします。（P）
- (4) 文部科学省は、提出された計画書等について所要の調整を行い、委託により事業の実施に必要な経費を配分します。なお、委託する場合は「社会人の学び直しニーズ対応教育推進事業委託要綱」等（今後設定予定）に基づき委託契約を締結するものとします。
- (5) 実施大学等は、計画書等に基づき業務を実施及び経費の支出を行うほか、毎年度、事業の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出するものとします。また、実施に際し、文部科学省高等教育局大学振興課が、現地調査等の実施などにより進捗状況を把握することがあります。
- (6) 実施大学等は、事業終了後、開発した教育プログラムの内容、効果、受講者の就職状況等について成果報告書を速やかに作成し、文部科学省に提出していただきます。
- (7) 成果報告書等をもとに、文部科学省がヒアリングを行うことがあります。なお、成果報告書及び委員会の評価結果は、文部科学省が公表します。
- (8) ここに定めるもののほか、業務の実施にあたっては、文部科学省の指示に従うこととします。